

指定給水装置工事事業者 新規指定・更新及び変更について

1. 新規指定の場合

必要書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1号（第18条関係）
- ・機械器具調書 別表（第18条関係）
- ・誓約書 様式第2号（第18条及び第34条関係）
- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3号（第22条関係）

添付書類

- ・給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」の写し
- ・事業所の案内図、看板、外観及び内観の写真
- ・機械器具調書に記載のある機械器具の写真

法人の場合

- ・定款（原本証明のあるもの）
- ・履歴事項全部証明書（原本）

個人の場合

- ・住民票の写し

※申請から登録手続きが完了するまでに、1ヶ月ほどかかります。

※事業者証の受け取りの際に、指定事業者登録料として20,000円かかります。

2. 指定更新の場合

必要書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書 様式第1号（第18条関係）
- ・機械器具調書 別表（第18条関係）
- ・誓約書 様式第2号（第18条及び第34条関係）
- ・羽生市指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項 別紙1

添付書類

- ・給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」の写し

法人の場合

- ・定款（原本証明のあるもの）
- ・履歴事項全部証明書（原本）

個人の場合

- ・住民票の写し

※更新については、対象事業者に別途通知します。

※事業者証の受け取りの際に、指定事業者更新料として10,000円かかります。

3. 変更の場合

I. 代表者、役員の変更

必要書類

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第10号（第34条関係）
- ・誓約書 様式第2号（第18条及び第34条関係）

添付書類

法人の場合

- ・定款（原本証明のあるもの）
- ・履歴事項全部証明書（原本）

個人の場合

- ・住民票の写し

II. 技術者の変更

必要書類

- ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 様式第3号（第22条関係）

添付書類

- ・給水装置工事主任技術者の「免状」または「技術者証」の写し

III. 会社名、所在地の変更

必要書類

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 様式第10号（第34条関係）

添付書類

- ・事業所の案内図、看板、外観及び内観の写真

法人の場合

- ・定款（原本証明のあるもの）
- ・履歴事項全部証明書（原本）

個人の場合

- ・住民票の写し

※個人から法人への組織化、合併に伴う新会社の設立等の場合、「廃止」→「新規登録」の手続きが必要となります。

※事業者証の書き換えを伴う変更（代表者、会社名、所在地変更）の場合、また紛失等に伴う事業者証の再発行の場合、手数料として3,500円かかります。